



三重県公報

令和4年6月14日 (火)

第 319 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
43	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
告 示			
355	国民健康保険法の規定による組合の規約の変更の認可	(国民健康保険課)	2
356	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	2
357	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(担 い 手 支 援 課)	3
358	保安林の指定を解除する旨	(治 山 林 道 課)	4
公 安 委 告 示			
14	指定講習機関の指定	(公 安 委 員 会)	4
15	運転免許取得者等教育の認定	(同)	4
16	運転免許取得者等検査の認定	(同)	12
公 告			
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	14
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	14
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	14
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	15
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(廃 棄 物 適 正 処 理 プ ロジェクトチーム)	15
	同件	(企 業 庁)	19
	同件	(同)	22
正 誤			
	令和4年2月4日付け三重県公報第283号	(治 山 林 道 課)	25

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年六月十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（許可申請に係る添付書類）</p> <p>第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">（い） 許可の区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">（ろ） 添付する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可 </td> <td style="vertical-align: top;"> 省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図	（略）	（略）	<p>（許可申請に係る添付書類）</p> <p>第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">（い） 許可の区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">（ろ） 添付する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可 </td> <td style="vertical-align: top;"> 省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図	（略）	（略）
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類												
法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図												
（略）	（略）												
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類												
法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図												
（略）	（略）												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 355 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 2 項の規定により、三重県建設国民健康保険組合規約の変更を次のとおり認可しました。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 変更事項
組合の地区
次の区域を追加する。
大阪府枚方市及び吹田市
- 2 認可年月日
令和 4 年 5 月 31 日

三重県告示第 356 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及

び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和4年6月14日

三重県知事 一見勝之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和4年6月24日（金）まで	筆記試験及び適性検査（Web試験方式）	口述試験及び身体検査	・令和4年8月下旬から9月下旬 ・令和4年11月下旬 ・令和5年3月下旬から4月上旬
	令和4年7月3日（日）～7月5日（火） （任意の1日の8:00～18:00の間）	令和4年7月10日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所でWeb試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋1丁目91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森1丁目14-11 阿部ビル2階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内26-8 津合同庁舎4階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久2丁目1-58 角屋ビル2階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎2階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第357号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、令和4年度就農施設等資金三重県貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和4年6月14日

三重県知事 一見勝之

1 委託先

三重県津市栄町一丁目960
三重県信用農業協同組合連合会

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

三重県告示第 358 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 解除に係る保安林の所在場所

津市榑原町字奥山 4183 番 2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

公安委告示

三重県公安委員会告示第 14 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

法人の名称、住所及び代表者の氏名	施設の名称及び所在地	特定講習の種別	指定年月日
大東自動車株式会社 三重県伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加藤 光 一	三重県南部自動車学校 三重県伊勢市小俣町元町 1648 番 10	若年運転者講習	令和 4 年 5 月 13 日

三重県公安委員会告示第 15 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定により、運転免許取得者等教育の課程を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

運転免許取得者教育の認定（平成 12 年三重県公安委員会告示第 36 号）は、廃止します。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

区分	法人の名称、住所及び代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
1	株式会社長島総合自動車学校 桑名市長島町西外面 1306 番地 伊藤 重 雄	長島総合自動車学校 桑名市長島町西外面 1306 番地	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる課程	ペーパードライバ ー・初心ドライバ ー四輪コース	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる課程	ペーパー、初心ド ライバー二輪コ ース	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条 第 3 号に掲 げる課程	高齢者講習同等の 教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 4 号に掲 げる課程	紅葉（高齢）ドラ イバーコース	平成 12 年 6 月 9 日

			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	習熟運転者コース（二輪車の二人乗り）	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者コース	平成 12 年 6 月 9 日
2	株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星野新一	北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	普通車ペーパードライバー教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	二輪ライダー教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢ドライバー教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	大型自動二輪車等の二人乗り運転教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	ドライバー教育	平成 12 年 6 月 9 日
3	三重山口産業株式会社 三重郡川越町大字豊田一色字 高嶋 521 番地 1 山口 努	川越自動車学校 三重郡川越町大字豊田一色 522 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	レベルアップコース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	ライディングアップコース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	シニアコース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	自動二輪車の二人乗り教育（タンデム・コース）	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	テクニカルコース	平成 12 年 7 月 7 日
4	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目 7 番 6 号 今藤良雄	四日市自動車学校 四日市市新正三丁目 7 番 6 号	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	ドライバー・フレッシュ・セミナー	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	ライダー・フレッシュ・セミナー	平成 12 年 5 月 12 日

			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	グレート・セミナー	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	バイク・タンデム・セミナー	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	ハイグレード・セミナー	平成 12 年 5 月 12 日
5	株式会社三重県菰野自動車学校 三重県菰野町大字福村 877 番地の 6 藤 森 康 弘	菰野自動車学校 三重県菰野町大字福村 877 番地の 6	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	企業、各種団体等の安全運転教育	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	大型二輪車等に対する安全運転教育	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者の安全運転教育	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪車の二人乗り課程	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者の安全運転教育	平成 12 年 7 月 7 日
6	株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1 永 田 武 巳	四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	初心運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	二輪車課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者安全教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪車の二人乗り運転に関する教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日

7	株式会社ミヤガク中京 亀山市井尻町 667 番地の 1 高 士 雅 次	カメヤマドライバ ーズスクール 亀山市井尻町 667 番 地の 1	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる課程	ペーパードライバ ー教育（普通車）	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる課程	初心運転者教育 （二輪）	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条 第 3 号に掲 げる課程	高齢者講習同等の 教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 4 号に掲 げる課程	シルバードライバ ー教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条 第 6 号に掲 げる課程	更新時講習同等及 び高齢者講習同等 の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条 第 7 号に掲 げる課程	二輪車二人乗り習 熟課程	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条 第 8 号に掲 げる課程	セーフティドライ バー教育（四輪・ 二輪）	平成 12 年 6 月 9 日
8	株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目 1 番 20 号 楡 田 浩 哉	中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目 1 番 20 号	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる課程	初心運転者教育課 程（普通自動車）	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる課程	初心運転者教育課 程	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 3 号に掲 げる課程	高齢者講習同等の 教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 4 号に掲 げる課程	高齢運転者教育課 程（普通自動車）	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 6 号に掲 げる課程	更新時講習同等及 び高齢者講習同等 の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条 第 7 号に掲 げる課程	二輪車の二人乗り 運転に関する課程	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条 第 8 号に掲 げる課程	習熟運転者教育課 程	平成 12 年 5 月 12 日
9	株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 新 一	三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる課程	企業、団体等安全 運転教育	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる課程	原付教育（青少年 コース・高齢者コ ース）	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 3 号に掲 げる課程	高齢者講習同等の 教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 4 号に掲 げる課程	高齢運転者教育	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条 第 6 号に掲 げる課程	更新時講習同等及 び高齢者講習同等 の教育	平成 15 年 6 月 2 日

			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	ドライバー教育	平成 17 年 10 月 27 日
10	株式会社津ドライビングスクール 津市博多町 3 番 15 号 倉田 栄 治	津ドライビングスクール 津市博多町 3 番 15 号	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	ビギナーズレッスン	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	ビギナーズレッスン (二輪車等)	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	シルバーセーフティ	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪の運転習熟	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	スキルアップレッスン	平成 12 年 6 月 9 日
11	一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954 番地 西野 衛	三重中央自動車学校 津市高茶屋四丁目 48 番 8 号	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	普通車の初心者教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	大型二輪・普通二輪・原付の初心者教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者運転者教育	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪車の二人乗り	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	技能・知識の習熟教育	平成 12 年 6 月 9 日
12	松阪自動車有限会社 松阪市松ヶ島町 12 番地 堀江 啓子	松阪自動車学校 松阪市松ヶ島町 12 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	ビギナー・ドライバーコース	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	初心運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	シニア・ドライバーコース	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日

			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	セーフティ・ライダーコース	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
13	株式会社松和自動車学校 松阪市大口町 1624 番地 1 林 健 一 郎	松和自動車学校 松阪市大口町 1624 番地 1	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	ベーシック・コース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	二輪ベーシック・コース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	エキスパート・コース	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	アドバンス・コース	平成 12 年 7 月 7 日
14	株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 國 浩 明	トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	普通自動車初心運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	大型自動二輪車等初心運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪車の安全運転教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
15	大東自動車株式会社 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一	三重県南部自動車学校 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	企業、団体等安全運転教育（ペーパードライバー教育等）	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	二輪ライダー教育	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者運転教育	平成 12 年 5 月 12 日

			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪車の二人乗り教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者教育	平成 12 年 5 月 12 日
16	有限会社志摩自動車学校 志摩市阿児町鶴方 3130 番地 3 小堀 強 大	志摩自動車学校 志摩市阿児町鶴方 3130 番地 3	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	四輪運転者実践コース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	普通二輪・原付運転者実践コース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	シルバードライバーコース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	セーフティ・ライダーコース課程	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者コース	平成 12 年 5 月 12 日
17	株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8 岡本 拓也	紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	普通自動車課程 (四輪ペーパー ドライバーコース)	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	初心運転者課程	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	普通自動車課程 (シルバーコース)	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者課程	平成 12 年 5 月 12 日
18	有限会社紀伊自動車学校 南牟婁郡御浜町大字下市木 942 番地の 2 山本 至一	紀伊自動車学校 南牟婁郡御浜町大字 下市木 942 番地の 2	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	中型・普通車運転 習熟コース	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	初心運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢・熟年者運転 習熟コース	平成 12 年 6 月 9 日

			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	自動二輪車の二人乗りの運転に関する教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者教育課程	平成 12 年 6 月 9 日
19	桂土地株式会社 伊賀市上野丸之内 23 番地 桂 昇 三	上野自動車学校 伊賀市野間 233 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	四輪車初心運転者コース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	普通二輪車等（原動機付き自転車を含む。）初心運転者コース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者コース	平成 12 年 5 月 12 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	二輪運転習熟課程	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者コース	平成 12 年 5 月 12 日
20	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 康 介	名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	普通自動車初心運転者教育	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	二輪車・原付初心運転者教育課程	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講習同等の教育	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条第 4 号に掲げる課程	高齢者等安全運転教育	平成 12 年 7 月 7 日
			規則第 1 条第 6 号に掲げる課程	更新時講習同等及び高齢者講習同等の教育	平成 15 年 6 月 2 日
			規則第 1 条第 7 号に掲げる課程	大型自動二輪車、普通自動二輪車の二人乗りの運転教育	平成 18 年 9 月 1 日
			規則第 1 条第 8 号に掲げる課程	習熟運転者（普通車・二輪車・原付）講習	平成 12 年 7 月 7 日
21	株式会社モビリティランド 東京都中央区八重洲二丁目 6 番 20 号 大 島 裕 志	鈴鹿サーキット交通教育センター 鈴鹿市稲生町 7992 番地	規則第 1 条第 1 号に掲げる課程	初心運転者課程	平成 13 年 10 月 1 日
			規則第 1 条第 2 号に掲げる課程	初心運転者課程	平成 13 年 10 月 1 日

			規則第1条第4号に掲げる課程	高齢者課程	平成13年10月1日
			規則第1条第5号に掲げる課程	地域特性課程	平成13年10月1日
			規則第1条第8号に掲げる課程	習熟運転課程	平成13年10月1日

三重県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の方法を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年6月14日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

区分	法人の名称、住所及び代表者の氏名	施設の名 称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
1	株式会社長島総合自動車学校 桑名市長島町西外面1306番地 伊藤重雄	長島総合自動車学校 桑名市長島町西外面 1306番地	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
2	株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永992番地 星野新一	北勢自動車学校 桑名市大字安永992番地	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
3	三重山口産業株式会社 三重郡川越町大字豊田一色字高嶋521番地1 山口努	川越自動車学校 三重郡川越町大字豊田一色522番地	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
4	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄	四日市自動車学校 四日市市新正三丁目7番6号	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
5	株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村877番地の6 藤森康弘	菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村877番地の6	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
6	株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町340番地の1 永田武巳	四日市南自動車学校 四日市市采女町340番地の1	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日
			規則第1条第2号に掲げる方法	運転技能検査同等方法	令和4年5月13日
7	株式会社ミヤガク中京 亀山市井尻町667番地の1 高士雅次	カメヤマドライバーズスクール 亀山市井尻町667番地の1	規則第1条第1号に掲げる方法	認知機能検査同等方法	令和4年5月13日

			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
8	株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目 1 番 20 号 櫛田 浩哉	中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目 1 番 20 号	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
9	株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星野 新一	三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
10	株式会社津ドライビングスク ール 津市博多町 3 番 15 号 倉田 栄治	津ドライビングスク ール 津市博多町 3 番 15 号	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
11	一般財団法人三重県交通安全 協会 津市栄町一丁目 954 番地 西野 衛	三重中央自動車学校 津市高茶屋四丁目 48 番 8 号	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
12	松阪自動車有限会社 松阪市松ヶ島町 12 番地 堀江 啓子	松阪自動車学校 松阪市松ヶ島町 12 番 地	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
13	株式会社松和自動車学校 松阪市大口町 1624 番地 1 林 健一郎	松和自動車学校 松阪市大口町 1624 番 地 1	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
14	株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 國 浩明	トーア自動車学校 多気郡明和町大字上 村 131 番地	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
15	大東自動車株式会社 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加藤 光一	三重県南部自動車学 校 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
16	有限会社志摩自動車学校 志摩市阿児町鶴方 3130 番地 3 小堀 強大	志摩自動車学校 志摩市阿児町鶴方 3130 番地 3	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
17	株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8 岡本 拓也	紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日

			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
18	有限会社紀伊自動車学校 南牟婁郡御浜町大字下市木 942 番地の 2 山 本 至 一	紀伊自動車学校 南牟婁郡御浜町大字 下市木 942 番地の 2	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
19	桂土地株式会社 伊賀市上野丸之内 23 番地 桂 昇 三	上野自動車学校 伊賀市野間 233 番地	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
20	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 康 介	名張自動車学校 名張市西原町 2463 番 地	規則第 1 条 第 1 号に掲 げる方法	認知機能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日
			規則第 1 条 第 2 号に掲 げる方法	運転技能検査同等 方法	令和 4 年 5 月 13 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（松阪東黒部土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 4 年 6 月 6 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 4 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
桑名市太平町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
亀山都市計画道路
3・5・21 号木崎新所線
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和 4 年度 環境修復事業 第 205-2 分 6001 号
桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度 P C B 廃棄物（汚泥等）処理業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県桑名市大字五反田字源十郎新田 地内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 特定業務共同企業体（自主結成とします。以下「共同企業体」といいます。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。
 - (ア) 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書を締結していること。
 - (イ) 構成員数は、4 者以内（収集運搬を行う構成員 3 者以内、処分を行う構成員 1 者）であること。
なお、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員にはなれません。
 - (ウ) 構成員の全てが(1)ア及びイに該当していること。
なお、共同企業体の名称については、代表者、構成員の企業名を冠した名称を基本とし、案件名を冠した名称については避けることとしてください。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第

14 条の 4 第 1 項、同条第 6 項及び第 15 条第 1 項並びに第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定に基づき、次の表 1 及び表 2 に掲げる必要な許可等を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、収集運搬を行う構成員については次の表 1 に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表 2 に掲げる処分の許可等を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1 収集運搬に係る許可等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定又は三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。）

収集運搬する廃棄物の区分	許可等の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 14 条の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

表 2 処分に係る許可等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定又は処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。）

処分する廃棄物の区分	許可等の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	特別管理産業廃棄物処分業	第 14 条の 4 第 6 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	産業廃棄物処理施設	第 15 条第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

オ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ 落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。

- (ア) 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- (イ) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- (ウ) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条の 3）
- (エ) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- (オ) 広域処理認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 9 第 10 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- (カ) 無害化処理認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 10 第 7 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- (キ) 親子会社認定の取消し（廃棄物処理法第 12 条の 7 第 10 項）
- (ク) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第 19 条の 3）
- (ケ) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）

キ 廃棄物処理法第 14 条第 13 項に規定する事由が生じていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はでき

ません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては(1)に掲げる申請を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請を、令和4年7月4日（月）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、発注者が、廃棄物処理法第12条第7項及び三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条第1項の規定に基づく現地確認を行う場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）
- (2) 共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類
 - ア 特定業務共同企業体協定書（共様式第2-1号）
 - イ 特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）
 - ウ 特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 収集運搬を行う者について、2(2)エ表1に示す「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写し
 - ※ 「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写しについては、認定内容に収集運搬が含まれているものに限りです。
- (6) 処分を行う者について、2(2)エ表2に示す「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写し及び「産業廃棄物処理施設設置許可証」の写し又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写し
 - ※ (5)で「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写しを提出する場合は不要とします。
- (7) 2(2)オからクを証明する書類（様式5：誓約書）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班
電話 059-224-2483 ファクシミリ 059-224-2530

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月4日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月11日（月）までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月11日（月）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月26日(火)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月26日(火)14時30分

なお、入札書は令和4年7月19日(火)から同月26日(火)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和4年度 環境修復事業 第205-2分6001号

桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度PCB廃棄物(汚泥等)処理業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月26日(火)14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札価格は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る1トン当たりの入札単価(消費税及び地方消費税額抜き)に想定数量を乗じた額の総額を記載するものとします。ただし、免税事業者の入札価格は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る1トン当たりの入札単価に110分の100を掛けた相当額に想定数量を乗じた額の総額を記載するものとします。なお、入札単価は、整数となるよう1円単位とします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る1トン当たりの契約単価に想定数量を乗じた額の総額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る1トン当たりの契約単価に想定数量を乗じた額の総額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :
Transport and disposal of low-concentration PCB waste (sludge), implemented as permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana city Genjyuro-shinden Case.
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, July 26, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 19, 2022 and 2:30 P.M. on Tuesday, July 26, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Tuesday, July 26, 2022.
- (4) Managing Authority :
Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefectural Government.
13 Komei-cho, Tsu city, Mie prefecture, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2483

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和4年6月14日

三重県企業庁長 山 口 武 美

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
ダクタイル鋳鉄管購入（松阪市西黒部町（その1））
仕様書に記載のとおり
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要で

す。

(3) 納入期限

契約の日から令和4年11月30日まで

(4) 納入場所

松阪市新屋敷町字松山 602 番地 2 新屋敷取水所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年7月1日15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒515-2504 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所経営課 担当 小坂

電話 059-295-0200 ファクシミリ 059-295-0210

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月25日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月6日(水)までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月6日(水)までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月25日(月)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、一志郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月25日(月)10時

なお、入札書は令和4年7月18日(月)から同月25日(月)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-2599 三重県津市一志町田尻 528-3

宛 先 一志郵便局留め

受取人 三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

案件名 ダクタイル鋳鉄管購入(松阪市西黒部町(その1))

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月25日(月)11時

場所 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Purchased ductile cast iron pipe (Nishikurobe-cho, Matsusaka City, (Part 1))
As described in the specifications.
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, July 25, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 18, 2022 and 10:00 A.M. on Monday, July 25, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Monday, July 25, 2022.
- (4) Managing Authority :
Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture
1996 Takano, Ichishi-cho, Tsu city, Mie, 515-2504, Japan
TEL:059-295-0200

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和4年6月14日

三重県企業庁長 山 口 武 美

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
ダクタイル鋳鉄管購入（松阪市西黒部町（その2））
仕様書に記載のとおり
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要で

す。

(3) 納入期限

契約の日から令和4年11月30日まで

(4) 納入場所

松阪市新屋敷町字松山 602 番地 2 新屋敷取水所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年7月1日15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒515-2504 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所経営課 担当 小坂

電話 059-295-0200 ファクシミリ 059-295-0210

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月25日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月6日(水)までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年7月6日(水)までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月25日(月)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、一志郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月25日(月)10時

なお、入札書は令和4年7月18日(月)から同月25日(月)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-2599 三重県津市一志町田尻 528-3

宛 先 一志郵便局留め

受取人 三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

案件名 ダクタイル鋳鉄管購入(松阪市西黒部町(その2))

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月25日(月)11時30分

場所 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Purchased ductile cast iron pipe (Nishikurobe-cho, Matsusaka City, (Part 2))
As described in the specifications.
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, July 25, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 18, 2022 and 10:00 A.M. on Monday, July 25, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:30 A.M. on Monday, July 25, 2022.
- (4) Managing Authority :
Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture
1996 Takano, Ichishi-cho, Tsu city, Mie, 515-2504, Japan
TEL:059-295-0200

正 誤

令和4年2月4日付け三重県公報第283号に掲載しました、保安林の指定を解除する予定である旨の告示中

ページ	行	誤	正
2	34	第26条の2第2項	第26条の2第1項

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
